

福和園指定訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）事業 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人近陵会が開設する福和園訪問入浴介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員及び介護職員（以下「訪問入浴介護従業者」という。）が、要介護又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護（以下「指定訪問入浴介護等」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 訪問入浴介護従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等が図られるよう援助を行う。

2 事業の実施に当っては、市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 福和園訪問入浴介護事業所
- (2) 所在地 薩摩川内市御陵下町29番50号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問入浴介護等の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 訪問入浴介護従業者 看護職員 1名以上 介護職員 2名以上
訪問入浴介護従業者（うち1名以上常勤）は、指定訪問入浴介護等の提供に当たる。
- (3) 事務職員 1名（常勤兼務）
必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜日から金曜日までとする。
(ただし、国民の祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。)
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

（事業の内容及び利用料金等）

第6条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスである時は、介護報酬告示上の額に介護保険負担割合証の割合を乗じた額とする。

- (1) 入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
- (2) 衣服着脱等の世話

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行うサービスに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 実施地域を越える地点から片道おおむね10km未満 200円
- (2) 実施地域を越える地点から片道おおむね10km以上 300円

3 前項の交通費の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、薩摩川内市（甕島地域は除く。）の区域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第8条 サービスの提供を受けようとする利用者は、サービスの利用の際に体調の異常や異変及び食事摂取時間等について申し出るものとする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 従業者は、訪問入浴介護等を提供しているときに利用者の病状に急変、その他事故が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定訪問入浴介護等により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者（地域包括支援センターを含む）等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。

4 事業所は、利用者に対する指定訪問入浴介護等により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果に従業者周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業所は、訪問入浴サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（苦情処理）

第11条 事業所は、提供した指定訪問入浴介護等に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない

3 事業所は、提供した指定訪問入浴介護等に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 事業所は、提供した指定訪問入浴介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での指定訪問入浴介護等以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(記録の整備)

第14条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 事業所は、利用者に対する指定訪問入浴介護等に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 市町村への通知に係る記録
- (3) 苦情の内容等の記録
- (4) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、従業者の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。